

様式2 その1

鉄骨工事施工計画報告書

この報告書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

代表となる工事監理者
 住所 電話
 会社名 登録第 号
 氏名 印 級建築士 登録第 号

工事施工者
 住所 電話
 会社名 印 建設業の許可 大臣・知事() 第 号
 氏名 印 (法人にあっては、その事務所の所在地・名称・代表者氏名及び印)
 品質窓口責任者氏名 印 電話

(工場名)

工場)

記

工事現場 名称 建設工事施工計画報告書 平成 年 月 日 第 号
 所在地 区 市 電話

構造設計者 氏名 所属会社 電話

溶接技術監理者 氏名 所属会社 電話

品質管理責任者 氏名 所属会社 電話

構造種別 S造 RC造 SRC造 ()造 架構形式 ラーメン フレーム ()
 柱の長さ m 最大振り間 m 柱×面 種 m

確認済証交付機関 平成 年 月 日 第 号
 確認・計画通知、年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号 (変更内容は別紙)

計画変更年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号 (変更内容は別紙)

鉄骨加工工場
 所在地 認定(登録)年月日 平成 年 月 日 認定(登録)番号
 加工所 国土交通大臣認定 (東京都知事登録) 有効 期 限 平成 年 月 日 作業対象建築物
 代表者氏名 電話番号

接合部材 柱-梁 () () () ()
 鋼材接合 () () () ()
 溶接接合 工場・工事現場 () 工場・工事現場 ()
 高力ボルト合 摩擦・引張 摩擦・引張 摩擦・引張
 柱 梁 その他 受付欄

柱-柱 () () () ()
 梁-梁 () () () ()
 柱-梁 () () () ()
 梁-柱 () () () ()
 柱-柱 () () () ()
 梁-梁 () () () ()
 柱-梁 () () () ()
 梁-柱 () () () ()

柱-柱 () () () ()
 梁-梁 () () () ()
 柱-梁 () () () ()
 梁-柱 () () () ()
 柱-柱 () () () ()
 梁-梁 () () () ()
 柱-梁 () () () ()
 梁-柱 () () () ()

柱-柱 () () () ()
 梁-梁 () () () ()
 柱-梁 () () () ()
 梁-柱 () () () ()
 柱-柱 () () () ()
 梁-梁 () () () ()
 柱-梁 () () () ()
 梁-柱 () () () ()

柱-柱 () () () ()
 梁-梁 () () () ()
 柱-梁 () () () ()
 梁-柱 () () () ()
 柱-柱 () () () ()
 梁-梁 () () () ()
 柱-梁 () () () ()
 梁-柱 () () () ()

(注意) 代表となる工事監理者及び工事施工者は、本報告書の記載内容が確認済証、設計図書等と整合しているか十分確認して記入すること。

検査機関名

検査機関名 都登録 第 号

記入欄。

様式2その2を次のように改める。

その3

項目	管理項目	管理内容	要領書ページ
1	ダイアグラムとトランジのずれ 柱と梁の仕口		
2	突合せ継手の食い合い		
3	通しダイアグラムと梁トランジ		
4	アングルカット		
5	われ		
6	その他溶接部の外観・形状		
7	入熱・パス間温度管理 1)測定方法 2)溶接手順		
8	不具合処置の方法 (食塩水、仕口のずれなど)		

溶接部における重点管理内容

高力ボルト接合工事施工者名称:

高力ボルト接合工場	名称	資格	施工管理責任者	所属	氏名	資格
高力ボルト製造工場	トルンダ形(有 無)	高力六角ボルト(有 無)	高力六角ボルト(有 無)	高力ボルト製造工場	トルンダ形(有 無)	高力六角ボルト(有 無)

ボルト	記号	材料	直径	長さ	名称	ボルト	記号	材料	直径	長さ	名称
	S		F	F	トルンダ形	F	T	F	F	F	F
接合方法	摩擦接合	引張接合	摩擦接合	引張接合	摩擦接合	引張接合	摩擦接合	引張接合	摩擦接合	引張接合	引張接合
接合部の処理	0.45()	0.45()	0.40()	母材() スワライズPL () ライナーPL ()	母材() スワライズPL () ライナーPL ()	母材() スワライズPL () ライナーPL ()	0.40()	母材() スワライズPL () ライナーPL ()	母材() スワライズPL () ライナーPL ()	0.40()	母材() スワライズPL () ライナーPL ()

ボルトの締付方法

ボルトの締付方法	トルクコントロール法	トルク回転法
締付機器	一次締: 二次締:	一次締: 二次締:
係数試験	有 1	有 2
軸力導入試験	有	無

(日本工業規格A列4番)

「継手」及び

1	外観・表面欠陥検査	
2	非破壊検査 ※	

※

1	外観・表面欠陥検査	
2	非破壊検査	
3	内質検査 ※	

※

「試験・検査機関名」及び「試験・検査方法」は、「試験・検査年月日」及び「引張・非破壊」並びに「圧()」及び「継()」並びに「試験確認欄」及び「試験・検査確認欄」並びに「圧接」及び「継手」並びに

注2) 防災センター試験回数(回)	
計画	実施

※

注2)		超音波探傷・測定検査	
防災センター試験回数(回)		(本/ロット又は%)	
計画	実施	計画	実施

「(財)」及び「(公財)」並びに

「呼び強度」及び「(調合管理強度)」並びに「生コンプレント」及び「生コン工場」並びに「(財)」及び「(公

様式5を次のように改める。
「(別)」に改める。

様式5

鉄筋及びコンクリート工事における施工管理状況報告 (延べ面積が500㎡を超える建築物) 工事監督者の検査等における主な指示・指導事項と検証方法		施工計画面に基づく結果確認			
試験・検査に伴う業務を行った者(要領第2条2項)	構造体コンクリート(工事施工者以外の場合は業者名を記入) コンクリートの採取 工事施工者	エフ・スワンプ試験 生試体製作 工事施工者	試験機関への運搬 試験機関への運搬 工事施工者	鉄筋の継手(同左) 試験機関への運搬 工事施工者	試験機関への運搬 工事施工者
コンクリート工事					
鉄筋工事					
その他					

検査項目	検査方法	検査結果		検査者	資格	検査番号	検査日
		合格	不合格				
継手	圧接継手	有	無				
継手	機械式継手	有	無				
継手	溶接継手	有	無				
継手	圧入継手(その他)	有	無				
継手	継手工法名(産接材料)	有	無				
継手	継手施工会社(優良建設業者)	有	無				
継手	S.A.級継手	有	無				
継手	A級継手	有	無				
継手	技術確認・施工前試験	有	無				
継手	冷間直角カッターの使用	有	無				
継手	外観検査(%)	有	無				
継手	引張試験のみ(本/ロット)	有	無				
継手	引張試験(本/ロット又は%)	有	無				
継手	引張試験(本/ロット)	有	無				
継手	引張試験(本/ロット)	有	無				
継手	引張試験(本/ロット)	有	無				

(日本工業規格A列4部)

様式六を次のように改める。

様式6

基礎配筋等の確認項目報告(延べ面積が500㎡を超える建築物)
検査対象部分(○で囲む。)

確認項目	確認内容	工事施工者	工事監理者	備考	
				確認方法	確認方法
①全体	※ 令3章8節 a) 柱、はり、壁、スラブの位置の確認 ※ 令79 ※ 令77の2 b) かぶり厚さの確認 ※ 令79 ※ 令77の2 c) 鉄筋の材質(JIS規格)の確認 ※ 令37 ※ 令77の2 d) コンクリートの材質(JIS規格)の確認 ※ 令38 a) 支持脚座の位置、種類、耐力等の確認 ※ 令93 ※ 告1113				
②地盤・基礎	※ 令38 ※ 令73 ※ 令77の2 ※ 令78				
③柱	※ 令66 ※ 告1486				
④一般階主筋	※ 令77				
⑤最下階主筋	※ 令77 ※ 令73				

定着・継手	※ 令73	d) 主筋の継手位置及び長さの確認(参考: JASS5「柱筋の継手位置及び定着」等)
帯筋	※ 令73 ※ 令77	e) ふかしの大きさによる配筋補強確認(参考: 配筋指針「柱・壁の打ち出しコンクリート補強筋」等) f) 鉄筋径、間隔、本数(副帯筋)及び形状の確認(参考: 配筋指針「帯筋、副帯筋の一般形状」等)
主筋	※ 令77	g) 主筋送り部、引き出し部の帯筋補強の確認(参考: 配筋指針「柱筋の送り位置と送り方」等)
はり主筋	※ 令77 ※ 令73	h) 仕口部分の帯筋の配置確認(参考: 配筋指針「帯筋の配筋間隔について」等) i) 第1帯筋と柱頭部中央帯筋の位置確認(参考: 配筋指針「帯筋の配筋間隔について」等) j) 帯筋のフック又は溶接の形状、結束の確認(参考: 配筋指針「帯筋の一般形状」等)
定着・継手	※ 令73 ※ 令78 ※ 令73 ※ 令73	k) はり筋の定着長さ、位置確認(参考: JASS5「はり筋の定着」等) l) 重ね継手の位置と長さ確認(参考: JASS5「梁筋の継手の位置」等) m) 鉄筋の重ね継手の長さ等 n) はり筋突出部部の鉄筋端部のフックの確認
ふかし、貫通孔補強	※ 令3章8節 ※ 令73	o) ふかしの補強方法が適切か、貫通孔の位置及び補強の確認(特定品の仕様確認)(参考: 配筋指針「柱・壁の打ち出しコンクリート補強筋」)及び貫通孔補強(参考: 配筋指針「はり筋の送り位置と送り方」等)
あばら筋	※ 令78 ※ 令73	p) あばら筋の径、本数(副あばら筋)とピッチの確認 q) あばら筋の形状(等)
片持ちばり	※ 令73 ※ 令78	r) 片持ちばりの定着、あばら筋位置確認(参考: 配筋指針「片持ちばり」等)
小はり	※ 令73	s) 小はり配筋の位置と定着確認(参考: 配筋指針「小はり」等)
スラブ筋	※ 令77の2 ※ 令77の2 ※ 令77の2	t) スラブ厚さの支持条件、寸法、鉄筋のピッチと径の確認 u) 主筋配筋(短辺・長辺)とスラブ配筋の確認(参考: 配筋指針「スラブ」等) v) 定着と長さ方法(はり定着、隣接スラブ、段差スラブ) w) 片持スラブの定着と上端筋位置確保(先端部有無)(参考: 配筋指針「片持スラブ」等) x) 配筋指針「片持スラブ」等 y) 継手の位置と長さ(参考: 配筋指針「床スラブ継手位置」等) z) 床スラブの出入隅部の補強(参考: 配筋指針「床スラブ」に關するその他の事項)等
補強筋等	※ 令3章8節 ※ 令73	aa) 開口部補強配筋確認(参考: RC規準等) ab) 階段部筋筋と補強筋確認(参考: 配筋指針「階段」等) ac) 壁厚、鉄筋の径、ピッチ、位置(上階壁主筋・階段受け筋)の確認 ad) 定着確認(はり、柱、スラブ、壁定着)(参考: JASS5及び配筋指針「壁筋の定着」等) ae) 重心継手の位置と長さの確認(参考: JASS5及び配筋指針「壁筋の継手の位置」等) af) 開口部補強配筋確認(参考: 配筋指針「壁開口補強」等) ag) スラブ(完全、部分)の位置、形状及び配筋確認(参考: 構造規定「スラブ」の配筋及び詳細)等
鉄筋	※ 令78の2 ※ 令73 ※ 令73 ※ 令73	ah) 圧接部の長さ及び膨らみの直径、圧接面のすれ、鉄筋中心軸の偏り量の確認 ai) 設備配筋(CD管等)の配置確認 aj) 圧接部の長さ及び膨らみの直径、圧接面のすれ、鉄筋中心軸の偏り量の確認 ak) 圧接部の長さ及び膨らみの直径、圧接面のすれ、鉄筋中心軸の偏り量の確認 al) 認定、認定工法の仕様及び継手仕様の確認
設備配筋等	※ 令73 ※ 告1483	
特殊鋼筋継手	※ 令73	

※	告示1463	e) 認定、評定品以外の場合のモルタル、グラウト材又はト ルグの確認			
※	合37 合79	f) 型枠及び支保の締付け、清掃状況確認(参考: JASS5「型 枠の検査」等)			
※	合37	g) ジェンカ処理、型枠等木片撤去補修確認(参考: JASS5「不 具合とその修理方法の例」等)			
※	合3章8節	h) 基礎、柱、はり、床板、壁の躯体寸法の確認			
※	合76	i) 型枠支保存続期間の確認			
※	合76	j) コンクリート打設後の養生(参考: JASS5「養生」等)			
※	合74	k) コンクリートの割合及び圧縮強度の確認(参考: JASS5 「養生」等)			
※	合81-2	l) 位置及び間隔の確認			
※	合3章6節	m) コンクリートの割合及び圧縮強度の確認(参考: JASS5 等)			
※		n) 鉄筋の配筋確認 o) かぶり厚さ等の確認(告示1372号) p) 寸法精度の確認 q) 接合及び養生の確認等 r) 製品検査結果(寸法精度、打ち込み穴隔等) s) 養生後の部材についての構造上支障のあるひび割れ等 の欠陥の有無			
※	合80の2	t) プレストレストコンクリートの定着方法の確認、圧着面 のモルタル強度等(告示1320号)			
※		u) プレストレストコンクリートの緊張材料強度の確認 (告示1320号)			
※		v) プレストレスト導入時のPC強度の確認			
※		w) プレストレスト導入後の確認			

(注意)

- 確認方法
- A: 工事現場で目視確認したもの
 - B: 工事現場で検査機器を用いて計測検査したもの
 - C: 報告書により確認したもの
 - D: 工務等で検査機器を用いて計測試験し、その結果を工事監理者又は工事施工者が確認したもの
 - E: 第三者機関等が検査機器を用いて計測試験し、その結果を工事監理者又は工事施工者が確認したもの
 - F: 工事監理者(構造担当: 会社名)氏名
 - G: 工事及び工事監理者がAからFまでの確認方法を参考に記入する。また、配筋工事等の重要項目については、表録の工
事監理組織欄に構造担当者が記載されている場合で構造担当者が直接確認したものであるについては、A+F、B+F、A+B+C+F等と記
入する。

(日本工業規格A列4部)

※	合38	「基礎・ぐい
※	合93	「支持地盤

※	合38	「支持地盤 (試験ぐいと本ぐ いそれぞれについ て、記載する。)
※	合93	「支持地盤 (試験ぐいと本ぐ いそれぞれについ て、記載する。)

の種類の「配筋」の次に「(試験ぐいと本ぐいそれぞれにつ
いて、記載する。)」や「A+E、B+E、A+B+
C+E」や「A+F、B+F、A+B+C+F」を追加する。
様式7の「1」を次のように改定する。

様式7 その1

鉄骨工事施工結果報告書 (延べ面積が500㎡を超える建築物) (中間・完了)

この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

代表となる工事監理者 住所 _____ 電話 _____

会社名 _____ 印 級建築士事務所 登録第 _____ 号
氏名 _____ 印 級建築士 登録第 _____ 号

工事施工者 住所 _____ 電話 _____
会社名 _____ 印 建設業の許可 大臣・知事 () 第 _____ 号
氏名 _____ (法人にあっては、その事務所の所在地・名称・代表者氏名及び社印)
品質窓口責任者氏名 _____ 印 電話 _____

下記の鉄骨工事施工結果について、工事監理者より報告を受けました。

建築主 住所 _____ 電話 _____
会社名 _____ 印
氏名 _____ (法人にあっては、その事務所の所在地・名称・代表者氏名及び社印)

(工場名: _____)

名称	区	市	建設工事報告書	平成	年	月	日	第	号
所在地									
構造設計者	所属会社		電話						
溶接技術監督員	所属会社		電話						
品質管理責任者	所属会社		電話						
構造種別	S造	RC造	SRC造	()造	架構形式	ラーメン	フレームス	()	㎡ ²
軒の高さ	m		最大張り間	m		延べ面積	㎡ ²		
確認済証交付機期	平成	年	月	日	第	号			
確認・計画通知、年月日及び番号	平成	年	月	日	第	号	(変更内容は別紙)		
計画変更年月日及び番号	平成	年	月	日	第	号	(変更内容は別紙)		
名称	代表者氏名 _____								
所在地									
認定・登録番号種別									
溶接の種類	a 工場製作 ()		b 工事現場製作 ()		その他 _____				
鋼材種別 (最大張力) (mm)	SS	()	柱	SS	()	梁	その他 _____		
	SM	()		SM	()				
	SN	()		SN	()				
	STR	()		STR	()				
	BCP	()		その他 (TWCP、FR)	()		ダイアグラム () ペーンスプレート ()		
	その他 (TWCP、FR)	()							
添付図書	受付欄 _____								
監理者委員会見									

(日本工業規格A列4部)

「令3章9節」や「令3章8節」の「A+E、B+E、A+B+C+E」や「A+F、B+F、A+B+C+F」の「 S 」。

「継手の試験方法」や「継手の試験・検査方法」の「引張 ()」や「引張・非破壊」の「圧 ()」や「継 ()」の「鉄筋継ぎ手試験機関名」や「鉄筋継ぎ手試験・検査機関名」の「呼び強度」や「呼び強度 (調合管理強度)」の「判定基準強度値」や「判定基準強度」の「生コンプラント名」や「生コン工場名」の「 S 」。

「支持地盤」や「支持地盤 (くいは試験ぐいと本ぐいそれぞれについて、記載する。)」

「種類」や「種類 (くいは試験ぐいと本ぐいそれぞれについて、記載する。)」

「 S 」の「開口位置・補強方法 (評定品の仕様の確認)」や「 S 」の「評価品」や「評定品」の「A+E、B+E、A+B+C+E」や「A+F、B+F、A+B+C+F」の「 S 」。

「判定強度」や「判定基準強度」の「生コンプラント名」や「生コン工場名」の「鉄筋引張試験報告書」や「鉄筋引張試験・非破壊検査報告書」の「3 混構造の場合は、必要に応じて様式9及び様式11」

「3 混構造の場合は、必要に応じて提出すること。」や
 4 CLT工法の場合は、主要木材を別に報告すること。」
 を改める。

様式十の二中「2 基礎・地盤・土台」の次に「(くいは試験ぐいと本ぐいそれぞれについて、記載する。)」を加へ、「A+E、B+E、A+B+C+E)を「A+F、B+F、A+B+C+F)と改める。

様式十一の一中「2地盤・基礎」を

「ついで、記載する。)
 本ぐいそれぞれに
 (くいは試験ぐいと
 2地盤・基礎

を「A+E、B+E、A+B+C

+E)を「A+F、B+F、A+B+C+F)と改める。

様式十一の二及び三の二中「A+E、B+E、A+B+C+E)を「A+F、B+F、A+B+C+F)と改める。

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都告示第五百十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年三月二十四日

東京都知事 舩添 要一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
 対象区域の地名地番 認定年月日
 新宿区信濃町三十五番一 平成二十八年二月十九日

二 認定計画書の縦覧場所
 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第五百二十号

平成二十二年東京都告示第十六十号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十五条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十四日

東京都知事 舩添 要一

第一条中「平成23年4月1日から適用する」とを認め。

第二条第一項第一号中「(昭和26年法律第185号)」の「第3条に規定する普通自動車であつて、同法」を加へ、「自動車のうち、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第2条に規定する普通自動車であつて、二輪自動車及び被けん引自動車以外の」とを認め、同項第二号中「自動車登録を受け、又は受けようとする自動車のうち、道路運送車両法施行規則第2条」とを「道路運送車両法第3条」に、「二輪自動車及び被けん引自動車以外の」とを「自動車登録を受け、又は受けようとする」と改め、同項第三号中「道路運送車両法第60条第1項後段又は第97条の3第1項の規定による車両番号の指定(以下「車両番号指定」という。)を受け、又は受けようとする自動車のうち、

道路運送車両法施行規則第2条」とを「道路運送車両法第3条」と改め、「二輪自動車及び被けん引自動車以外の」とを「自動車登録を受け、又は受けようとする」と改め、同項第三号中「道路運送車両法第60条第1項後段又は第97条の3第1項の規定による車両番号の指定(以下「車両番号指定」という。)を受け、又は受けようとする自動車のうち、

道路運送車両法施行規則第2条」とを「道路運送車両法第3条」と改め、「二輪自動車及び被けん引自動車以外の」とを「同法第60条第1項後段又は第97条の3第1項の規定による車両番号の指定を受け、又は受けようとする」と改め、同項第四号中「普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車」とを「普通自動車等(普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。以下同じ。)」と改め、同項第五号を認め、同項第六号中「普通自動車及び小型自動車であつて、」を認め、「トン以下のもの」とを「トン以下の普通自動車等」と改め、「専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの」とを「乗用車」と改め、同項第七号中「普通自動車及び小型自動車であつて、」を認め、「トン以下のもの」とを「乗用車」と改め、同項第八号中「普通自動車及び小型自動車であつて、」を認め、「超えるもの」とを「超える普通自動車等」と改め、「専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの」とを「乗用車」と改め、同項を同項第七号とし、同項第九号中「普通自動車、小型自動車及び軽自動車」とを「普通自動車等」と改め、同項を同項第八号とし、同項第十号中「普通自動車、小型自動車及び軽自動車」とを「普通自動車等」と改め、同項を同項第九号とし、同項第十一号中「普通自動車、小型自動車及び軽自動車」とを「普通自動車等」と改め、同項を同項第十号とし、同項第十二号を認め、同項第十三号中「自動車の排出ガス性能の評価等に関する規程」とを「自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程」と改め、「平成17年基準排出ガス75%低減レベル」とを「平成17年基準排出ガス七十五%

<p>低減レベル」に於て、回或は回既線十一のハム」に回既線十回或中「平成17年基準排出ガス50%低減レベル」や「平成十七年基準排出ガス五十%低減レベル」に「平成17年基準排出ガス75%低減レベル」に於て、回或は回既線十一のハム」に回既線十回或中「平成27年度燃費基準以上達成車」や「平成27年度燃費基準25%向上以上達成車」に「第3条」や「第4条」に「自動車」のエネルギー消費率が、乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成19年経済産業省・国土交通省告示第4号）1-1及び貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成19年経済産業省・国土交通省告示第5号）1-1の各表（以下「燃費基準表」という。）のうち、平成27年度以降の各年度において国内向けに出荷する当該自動車について適用される基準エネルギー消費効率」や「算定された平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベルが125」に於て、回或は回既線十一のハム」に回既線十回或中「平成22年度燃費基準25%向上以上達成車」や「平成27年度燃費基準15%向上以上達成車」に「第3条」や「第4条」に「自動車」のエネルギー消費率が、燃費基準表のうち、平成22年度から平成26年度までの各年度において国内向けに出荷する当該自動車について適用される基準エネルギー消費効率を25%以上上回る燃費性能を有する」や「算定された平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベルが115以上である」に於て、回或は回既線十回或中「回既線十回或中」に「平成22年度燃費基準10%向上以上達成車」や「平成27年度燃費基準10%向上以上達成車」に「第3条」や「第4条」に「自動車」のエネルギー消費</p>	<p>効率が、燃費基準表のうち、平成22年度から平成26年度までの各年度において国内向けに出荷する当該自動車について適用される基準エネルギー消費効率を10%以上上回る燃費性能を有する」や「算定された平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベルが110以上である」に於て、回或は回既線十回或中「回既線十回或中」に「平成22年度燃費基準以上達成車」や「平成27年度燃費基準5%向上以上達成車」に「第3条」や「第4条」に「自動車」のエネルギー消費率が、燃費基準表のうち、平成22年度から平成26年度までの各年度において国内向けに出荷する当該自動車について適用される基準エネルギー消費効率」や「算定された平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベルが105」に於て、回或は回既線十回或中「回既線十回或中」に「平成17年度燃費基準25%向上以上達成車」や「平成32年度燃費基準20%向上以上達成車」に「第3条」や「第4条」に「自動車」のエネルギー消費率が、燃費基準表のうち、平成17年度から平成26年度までの各年度において国内向けに出荷する当該自動車について適用される基準エネルギー消費効率を25%以上上回る燃費性能を有する」や「算定された平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベルが120以上である」に於て、回或は回既線十回或中「回既線十回或中」に「平成二十七年燃費基準125」に於て、回或は回既線十回或中「回既線十回或中」に「平成22年度燃費基準25%向上以上達成車」や「平成27年度燃費基準15%向上以上達成車」に「第3条」や「第4条」に「自動車」のエネルギー消費率が、燃費基準表のうち、平成22年度から平成26年度までの各年度において国内向けに出荷する当該自動車について適用される基準エネルギー消費効率を25%以上上回る燃費性能を有する」や「算定された平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベルが115以上である」に於て、回或は回既線十回或中「回既線十回或中」に「平成22年度燃費基準10%向上以上達成車」や「平成27年度燃費基準10%向上以上達成車」に「第3条」や「第4条」に「自動車」のエネルギー消費</p>	<p>保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第17条第1項に規定する自動車であつて、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。この場合において、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に入り込むことを可能とする乗降補助装置を有し、かつ、専ら高齢者、障害者等の移動の用に供される自動車にあつては、道路運送車両法第75条第1項の規定による型式の指定を受けた状態の当該自動車の排出ガス性能及び燃費性能により評価するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 燃料電池自動車又は電気自動車であること。 (2) プラズマイオンブリアット自動車であつて、かつ、別表第1の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、同表の右欄に掲げる排出ガス性能に係る基準に該当すること。 (3) 別表第2の自動車の種類の欄に掲げる自動車の種類に応じ、同表の該当要件の欄に掲げる排出ガス性能に係る基準及び燃費性能に係る基準のいずれにも該当すること。 <p>第4条の四に「区分又は」や第5条の二に「及び」や「及び別表の」や「に掲げる」に「の区分又は該当要件」や「の該当要件」に「当該区分又は該当要件」や「これ」に於て、回或は回既線十回或中「回既線十回或中」に「平成22年度燃費基準25%向上以上達成車」や「平成27年度燃費基準15%向上以上達成車」に「第3条」や「第4条」に「自動車」のエネルギー消費</p>
---	---	--

別表を次のように改める。

別表第1 プラグインハイブリッド自動車に適用される基準（第3条関係）

自動車の種別	排出ガス性能に係る基準
乗用車、軽量車及び中量車	平成17年基準排出ガス75%以上低減車であること。
重量車	窒素酸化物の排出量が0.63g/kWh以下及び粒子状物質の排出量が0.007g/kWh以下であること。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第2 その他の自動車に適用される基準(第3条関係)

自動車の種類	排出ガス性能		燃費性能	公害対策自動車
	排出ガス性能	燃費性能		
乗用車	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	平成17年基準排出ガス75%以上低減車であること。	平成22年度燃費基準20%向上以上達成車であること。	○
	軽油を燃料とするもの	窒素酸化物の排出量が0.013g/km以下、及び非メタン炭化水素の排出量が0.013g/km以下であること。	平成22年度燃費基準20%向上以上達成車であること。	
軽乗用車	その他燃料を燃料とするもの	窒素酸化物の排出量が0.013g/km以下、及び非メタン炭化水素の排出量が0.013g/km以下であること。	平成27年度燃費基準25%向上以上達成車であること。	○
	ガソリンを燃料とするもの	平成17年基準排出ガス75%以上低減車であること。	平成27年度燃費基準25%向上以上達成車であること。	
中乗用車	液化石油ガス又はその他燃料を燃料とするもの	窒素酸化物の排出量が0.018g/km以下、及び非メタン炭化水素の排出量が0.018g/km以下であること。	平成27年度燃費基準10%向上以上達成車であること。	○
	ガソリンを燃料とするもの	平成17年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成27年度燃費基準10%向上以上達成車であること。	
重乗用車(自重総重量が7.5トンを超えるものに限る。)	液化石油ガス又はその他燃料を燃料とするもの	窒素酸化物の排出量が0.018g/km以下、及び非メタン炭化水素の排出量が0.018g/km以下であること。	平成27年度燃費基準10%向上以上達成車であること。	○
	軽油を燃料とするもの	窒素酸化物の排出量が0.035g/km以下、及び非メタン炭化水素の排出量が0.035g/km以下であること。	平成27年度燃費基準15%向上以上達成車とするものとして知事が別に定めるものを有すること。	
重乗用車(自重総重量が7.5トンを超えるものに限る。)	ガソリン、液化石油ガス又はその他燃料を燃料とするもの	窒素酸化物の排出量が0.007g/km以下、及び短粒子状物質の排出量が0.007g/km以下であること。	平成27年度燃費基準5%向上以上達成車とするものとして知事が別に定めるものを有すること。	○
	軽油を燃料とするもの	窒素酸化物の排出量が0.007g/km以下、及び短粒子状物質の排出量が0.007g/km以下であること。	平成27年度燃費基準5%向上以上達成車であること。	

別記様式 一 中

特記事項	特定低公害・低燃費車の区分
を	

特記事項

に定める。

別記様式 二 から 別記様式 四 ま じ の 規定 中

特記事項	特定低公害・低燃費車の区分
を	

特記事項

特定低公害・低燃費車の区分

を

特記事項

に定める。



附 則

1 この告示は、平成三十三年三月三十一日から施行する。

2 内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する普通自動車等であつて、かつ、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成二十四年三月二十八日付国自旅第百九十二号）に基づき標準仕様を満たしている」と認定され、又はこれと同等の仕様を有すると知事が認める乗用車については、当分の間、別表第二中「平成32年度燃費基準20%向上以上達成車」ともなるのは、「燃費基準実施要領第4条の2の規定に基づき算定された平成二十二年燃費基準達成・向上達成レベルが100以上であると評価された自動車」と読み替へし、適用する。

●東京都告示第五百二十一号

平成二十二年東京都告示第千六百一十一号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第十七条第三項に規定する知事が別に定める自動車に換算する方法を定める要綱）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十四日

東京都知事 舩 添 要 一

第二条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」及び「。以下「特定低公害・低燃費車要綱」という。」を削り、同項を同条2項とす。

第三条第一項中「及び特定低公害・低燃費車の区分ごと」とを削り、同条第二項中「この場合において、同表の自動車の種類の欄に掲げる自動車には、これらの自動車を改

造した特種の用途に供するものを含むものとする。」を削り、同項の表を次のように改める。

自動車の種類	換算率
1 電気自動車及び燃料電池自動車	3
2 プラグインハイブリッド自動車	2
3 特定低公害・低燃費車（1の項及び2の項に掲げるものを除く。）	1

第三条第三項を削る。

附 則

この要綱は、平成三十三年三月三十一日から施行する。

●東京都告示第五百二十二号

平成二十三年東京都告示第千三百四十五号（東京都自動車環境管理指針）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十四日

東京都知事 舩 添 要 一

三(一)ロ中「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱」を「平成28年東京都告示第520号による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱」と改め、同(一)ロを同(一)イと改め、同(一)イを同(一)ロと改め、同(一)イ中「取り入れ、実施する」と改め、同(一)イ中「平成18年度」を「平成23年度」と、「平成22年度」を「平成27年度」と改め、

燃費車が供給されていない場合等により、特定低公害・低燃費車への更新が困難なときは、特定低公害・低燃費車以外の低公害・低燃費車等に更新するものとする。」を削り、

同(一)ロ中「平成27年度」を「平成32年度」と、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第17条第3項に規定する知事が別に定める自動車に換算する方法を定める要綱」を「平成28年東京都告示第521号による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第17条第3項に規定する知事が別に定める自動車に換算する方法を定める要綱」と改め、「5パーセント」を「15パーセント」と改め、「5パーセント」を「15パーセント」と改め、同(一)イを次のように改め、

- (3) 使用する自動車に対応する特定低公害・低燃費車が供給されていない場合等により、特定低公害・低燃費車への更新が困難なときは、特定低公害・低燃費車以外の低公害・低燃費車等に更新するものとする。
- ロ(一)中「燃費の記録管理の手法を活用し、」を「自動車走行距離及び燃料使用量を」と改め、
- 十一を削る。
- 十二(一)ロ中「環境配慮」を「自動車環境負荷を低減するための」と改め、十二を十一と改め、
- 十三(一)ロ中「(イ)の次に次のように改め、
- (4) 自動車環境負荷を低減するための取組に係る第三者評価を取得等した際は、その内容を記載する。
- 十三を十二と改め、
- 十四(一)「ケ」を「ク」と改め、十四を十三と改め、十五を十四と改め、

別表第一中「kg・CO₂/ℓ」や「kg・CO₂/L」及び「LPG」や「液化石油ガス」並びに「CNG」や「圧縮天然ガス」並びに「kg・CO₂/m³」や「kg・CO₂/Nm³」並びに

電気	(kg・CO ₂ /kWh)	0
----	---------------------------	---

電気	(kg・CO ₂ /kWh)	0
圧縮水素ガス	(kg・CO ₂ /kg)	0

改める。

別表第二(一)の部「トラック」に関する対策の款「停止運転の実施」の項中「アイドリングストップ」や「アイドリングストップ」に改め、同款機器の導入の項中「アイドリングストップ装置の装着・装置搭載車」や「アイドリングストップ装置搭載車」に改め、同表(一)の部「公共交通機関の利用の促進」の項中「導入」や「利用促進」に改め、同部

環境マネジメントシステム等	ISO14001の認証を取得
環境マネジメントシステム等	エコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証を取得
環境マネジメントシステム等	グリーン経営認証の取得
環境マネジメントシステム等	環境報告書の作成

環境マネジメントシステム等	ISO14001の認証を取得
環境マネジメントシステム等	エコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証を取得
環境マネジメントシステム等	グリーン経営認証の取得
環境マネジメントシステム等	東京都貨物輸送評価制度の評価を取得

グリーン・エコプロジェクトへの参加
環境報告書の作成

改める。

別記第一号様式その三中

計画事項	内容

計画事項	内容

改める。

別記第二号様式その二中「環境配慮」を「自動車環境負荷を低減するため」に改める。

附則

- この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この告示による改正後の東京都自動車環境管理指針の規定は、この告示の施行の日の属する年度（以下「施行年度」という。）以後の年度に係る自動車環境管理計画書又は実績報告書を作成し、提出する特定事業者について適用し、施行年度より前の年度に係る自動車環境管理計画書又は実績報告書を作成し、提出する特定事業者については、なお従前の例による。

公 告

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十四条第一項に規定する低公害・低燃

費車に関する要綱の一部改正について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十四条第一項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱（平成二十一年三月三十一日付二十環車計第四百十二号）の一部を次のように改正した。

平成二十八年三月二十四日

東京都知事 舛添 要一

第二第一号を削ぐ。同第二号中「普通自動車及び小型自動車並びに専ら乗用の用に供する軽自動車」や「普通自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、二輪以外のものをいう。以下同じ。）」並びに「同第一号及び同第二号を削ぐ。同第四号中「普通自動車及び小型自動車であって、」を削ぐ。「トン以下のもの」や「トン以下の普通自動車等」並びに「専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの」を「乗用車」に改め、同第五号中「普通自動車及び小型自動車であって、」を削ぐ。「トン以下のもの」や「トン以下の普通自動車等」並びに「専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの」を「乗用車」に改め、同第六号中「普通自動車及び小型自動車であって、」を削ぐ。「超えるもの」や「超える普通自動車等」並びに「専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの」や「乗用車」に改め、同第七号及び同第八号中「普通自動車、小型

自動車及び軽自動車」や「普通自動車等」及び「軽自動車」や「普通自動車等」及び「軽自動車」や「普通自動車等」及び「軽自動車」や「普通自動車等」及び「軽自動車」や「普通自動車等」及び「軽自動車」

(9) 平成28年規制 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 (平成27年国土交通省告示第826号) による改正後の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に規定する自動車排出ガスの量に係る規制

第11条第1号を改正し、同条第1号中「評価規程」を「自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程 (平成11年運輸省告示第600号。以下「評価規程」という。)」とし、同条第2号を改正し、同条第2号中「評価規程」を「評価規程第2条の規定により、平成十七年基準排出ガス七十五%低減レベルと認定された自動車

第12条第1号を改正し、同条第1号中「評価規程」を「評価規程第2条の規定により、平成十七年基準排出ガス七十五%低減レベルと認定された自動車

「燃費基準実施要領」や「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領 (平成16年国土交通省告示第61号。以下「燃費基準実施要領」という。)」及び「燃費基準実施要領」を「燃費基準25%向上以上達成車 燃費基準

(13) 平成22年度燃費基準25%向上以上達成車 燃費基準実施要領第3条の規定に基づき、同条に規定する十・

十五セード燃費値が、同条第1号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率を25%以上上回る燃費性能を有すると評価された自動車

第11条第1号を改正し、「第3条」を「第4条」とし、「自動車のエネルギー消費効率が、燃費基準表のうち、平成27年度以降の各年度において国内向けに出荷する当該自動車について適用される基準エネルギー消費効率」を「算定された平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベルが100」に改め、同条を同条第14号とし、同条第1号を改正する。

(15) 平成32年度燃費基準以上達成車 燃費基準実施要領第4条の2の規定に基づき算定された平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベルが100以上であると評価された自動車

第11条第1号を改正し、同条第1号中「評価規程」を「自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程 (平成11年運輸省告示第600号。以下「評価規程」という。)」とし、同条第2号を改正し、同条第2号中「評価規程」を「評価規程第2条の規定により、平成十七年基準排出ガス七十五%低減レベルと認定された自動車

第3 低公害・低燃費車は、次に掲げる要件のいずれかに該当する自動車とする。この場合において、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置を有し、かつ、専ら高齢者、障害者等の移動の用に供される自動車にあっては、道路運送車両法第75条第1項の規定による型式の指定を受けた状態の当該自動車の排出ガス性能及び燃費性能により評価するものとする。

1 燃料電池自動車又は電気自動車であること。

2 プラズメインハイブリッド自動車であって、かつ、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、当該右欄に

掲げる排出ガス性能に係る基準に該当すること。

自動車の種別	排出ガス性能に係る基準
乗用車、軽量車及び中量車	平成17年基準排出ガス75%以上低減車であること。
重量車	窒素酸化物の排出量が0.63g/kWh以下及び粒子状物質の排出量が0.007g/kWh以下であること。

3 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の該当要件の欄に掲げる排出ガス性能に係る基準及び燃費性能に係る基準のいずれにも該当すること。

自動車の種別	該当要件	
	排出ガス性能に係る基準	燃費性能に係る基準
乗用車	平成17年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成22年度燃費基準25%向上以上達成車又は平成27年度燃費基準以上達成車であること。
ガソリンを燃料とするもの	平成17年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成27年度燃費基準以上達成車であること。
軽油を燃料とするもの	平成17年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成22年度燃費基準10%向上以上達成車又は平成32年度燃費基準以上達成車であること。
液化石油ガスを燃料とするもの	平成17年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成22年度燃費基準10%向上以上達成車又は平成32年度燃費基準以上達成車であること。

軽量車	ガソリン又は軽油を燃料とするもの	平成17年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成22年度燃費基準25%向上以上達成車又は平成27年度燃費基準以上達成車であること。
	ガソリンを燃料とするもの	平成17年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成22年度燃費基準25%向上以上達成車又は平成27年度燃費基準以上達成車であること。
中量車	ガソリンを燃料とするもの	平成17年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成22年度燃費基準25%向上以上達成車又は平成27年度燃費基準以上達成車であること。
	軽油を燃料とするもの	平成17年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成22年度燃費基準25%向上以上達成車又は平成27年度燃費基準以上達成車であること。

重量車	ガソリン、液化石油ガス又はその他燃料を燃料とするもの	ポスト新長期規制に適合した自動車であること。	平成27年度燃費基準以上達成車と同等の燃費性能を有する自動車であること。
	ガソリン、液化石油ガス又はその他燃料を燃料とするもの	ポスト新長期規制又は平成28年規制に適合した自動車であること。	平成27年度燃費基準以上達成車であること。

第四を削る。
次の附則を加える。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出に
ついて
東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都
下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都
指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があつ

たので、同規程第七条の規定により公告する。
平成二十八年三月二十四日

東京都下水道局長 石原清次

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成十八年一月七日	四九六六	株式会社澤設備	江戸川区鹿骨五丁目二番七号	江戸川区西小岩五丁目十九番十号

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成十八年一月七日	三三三四	株式会社比留間設備工業所	比留間幸子	比留間朝幸

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成十八年一月七日	二五一一〇	聖和興業株式会社	佐藤 知徳	三木 基次

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成十八年一月七日	四四七三	有限会社林管工設備社	板橋区大山町五十六番九号	板橋区大山町五十六番十号

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成十八年一月七日	四四五四	株式会社寿風呂飯島商店	飯島 寿幸	飯島 啓寿

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成十八年一月七日	二八七九	温調技研株式会社	柴田 昇	小田 俊憲

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成十八年一月七日	四四八七	株式会社ユーダイ	吉原 晴夫	金田 樹彦

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
定価 一筒月 七〇円 六、六〇〇円
印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001
電話 〇三(三三二二)一〇一〇一(代) 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)